

【表紙】

【提出書類】 訂正発行登録書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和3年12月28日

【会社名】 ナショナル・オーストラリア・バンク・リミテッド
(ABN 12 004 044 937)
(National Australia Bank Limited)
(ABN 12 004 044 937)

【代表者の役職氏名】 最高財務責任者
ゲイリー・レノン
(Gary Lennon, Chief Financial Officer)

【本店の所在の場所】 オーストラリア連邦 ビクトリア州 3000
メルボルン パークストリート 395 28階
(Level 28, 395 Bourke Street, Melbourne,
Victoria, 3000 Australia)

【代理人の氏名又は名称】 弁 護 士 梅 津 立

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 (03)6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁 護 士 中 村 慎 二
弁 護 士 上 石 涼 太
弁 護 士 山 岡 知 葉
弁 護 士 川 目 日 菜 子

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 (03)6775-1000

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【発行登録書の内容】

提出日	令和3年3月25日
効力発生日	令和3年4月2日
有効期限	令和5年4月1日
発行登録番号	3 - 外 1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5,000億円
発行可能額	5,000億円

【効力停止期間】 この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止
期間は、令和3年12月28日(提出日)である。

【提出理由】 令和3年3月25日付発行登録書について、令和3年12
月28日に提出された臨時報告書を同発行登録書の参照
書類とするため、本訂正発行登録書を提出するもので
ある。

【縦覧に供する場所】

ナショナル・オーストラリア・バンク・リミテッド東京支店
(東京都中央区日本橋室町二丁目 2 番 1 号室町東三井ビルディング18階)

【訂正内容】

訂正箇所については、下線を付しております。

[訂正前]

< 前略 >

第二部 参照情報

第 1 参照書類

会社の概況及び事業の概況等法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（2020年度）（自 令和元年10月 1 日 至 令和 2 年 9 月30日）
令和 3 年 1 月14日関東財務局長に提出

2 四半期報告書又は半期報告書

事業年度（2021年度中）（自 令和 2 年10月 1 日 至 令和 3 年 3 月31日）
令和 3 年 6 月11日 関東財務局長に提出

3 臨時報告書

上記 1 の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日（令和 3 年 7 月 7 日）までに、法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 1 号の規定に基づく臨時報告書を令和 3 年 7 月 7 日に関東財務局長に提出

4 外国会社報告書及びその補足書類

該当事項なし。

5 外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類

該当事項なし。

6 外国会社臨時報告書

該当事項なし。

7 訂正報告書

該当事項なし。

< 後略 >

[訂正後]

< 前略 >

第二部 参照情報

第 1 参照書類

会社の概況及び事業の概況等法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（2020年度）（自 令和元年10月 1 日 至 令和 2 年 9 月30日）
令和 3 年 1 月14日関東財務局長に提出

2 四半期報告書又は半期報告書

事業年度（2021年度中）（自 令和 2 年10月 1 日 至 令和 3 年 3 月31日）
令和 3 年 6 月11日 関東財務局長に提出

3 臨時報告書

（ 1 ） 上記 1 の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日（令和 3 年12月28日）までに、法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 1 号の規定に基づく臨時報告書を令和 3 年 7 月 7 日に関東財務局長に提出

（ 2 ） 上記 1 の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日（令和 3 年12月28日）までに、法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 1 号の規定に基づく臨時報告書を令和 3 年12月28日に関東財務局長に提出

4 外国会社報告書及びその補足書類

該当事項なし。

5 外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類

該当事項なし。

6 外国会社臨時報告書

該当事項なし。

7 訂正報告書

該当事項なし。

< 後略 >